

2021年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

方 針

新型コロナウイルスの猛威は世界中を震撼させ、不要不急の外出自粛や緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞等、我が国の経済にも深刻な影響を与え、2020年4～6月期には国内総生産(GDP)は戦後最悪の落ち込みを記録した。その後、感染拡大の防止策を講じる中、国内でもワクチンの先行接種が一部で開始されたが、新型コロナウイルス感染症が完全終息し、世界経済が回復に至るまでには当面厳しい状況が続くことが予測される。

コロナ禍における競輪界では、2020年4月・5月と開催中止が相次ぎ、車券売上高は一時大幅に減少したが、開催が再開され、インターネット投票・電話投票が大きく伸びたことから、車券売上高は前年度を上回る勢いを取り戻してきている。また、関係団体により策定された「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染予防対策に最善を尽くした競輪開催が実施されている。

こうした中、2021年度は旧千葉競輪場が装いを新たに、屋内250メートル走路の新しい形の競輪開催が予定されており、新規顧客の獲得及び競輪事業の更なる発展に向け、大きな期待が寄せられる。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、近年の落車件数及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、落車事故による医療、休養及び後遺障害に対する適正な給付に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、貸金業法に基づく貸金業者として事業を行っているが、本年度も引き続き業法に則り、選手への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

AEDの普及事業は、競輪選手が競走参加中や練習中に心停止等の緊急事態が発生した場合に即応できるよう、全国の競輪場及び自転車競技場にAEDを設置しているが、2021年度は、全てのバッテリーが使用期限を迎えることから、年度内に円滑な交換を行う。また、関係団体職員に対して行うAED実技講習会については、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら実施する。

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

1. 給付事業については、近年の給付実績と給付動向を勘案し、基本的に各給付とも前年度事業を踏襲した予算編成を行い、適正な給付の執行に努める。
2. 競輪選手オリンピック年金事業は、受給者2名分を計上し事業を執行するとともに、現在該当する5名の総支給額は既に積み立てていることから、年金資産から生じる果実については一般会計に戻し入れる。
3. 育英金事業は、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するものであるが、本年度もこの事業目的を踏まえ事業を執行する。なお、運用財源については、一般会計からの繰入金等を充当して事業を執行する。
4. 貸付事業は、一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付があり、どれも貸金業法に基づき適正に実施されている。一般貸付にあっては多くの正会員が利用し、その返済も順調に行われている。

また、一般貸付の貸付利率は、一年間の固定金利で年度毎に融資先銀行と協議決定しているが、本年度の貸付利率は、2021年3月末における金融機関との約定金利を適用した貸付利率に基づき貸付事業を適正に実施する。
5. AED普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、緊急救命時の対応を図ることを目的に、全競輪場及び自転車競技場にAED（自動体外式除細動器）を設置し、事業内容に則した適正な運用と保守管理を行う。

また、JKA及び日本競輪選手会と連携し、感染予防対策に努めながらAEDの実技講習会を実施し、選手及びJKA各現場担当者等への技術の習得に努める。

さらに、2021年度はバッテリーが使用期限を迎えることから、バッテリーの交換費用を計上し事業を執行する。
6. 引退選手のセカンドキャリアサポートについては、元競輪選手の人材雇用に関心を示す企業を積極的に開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介し、その情報提供に努める。

また、正会員及び関係者の福利厚生施設として利用契約を締結している「ラフォーレ倶楽部」については、本年度も引き続き活用し福利厚生の増進に努める。

7. 以上の給付事業及び関連事業を執行するために必要な予算として、次の区分の収支予算を編成する。

(1) A E D

経常費用として消耗品費290万円（バッテリー240万円、本体交換費用50万円）、研修費140万円（A E D実技講習会）、その他諸費用1,063万円、合計1,493万円を計上する。

(2) 給 付

経常収益として、関係団体からの助成金7億1,469万余円、受取利息として雑収益5万円の合計7億1,474万余円を計上する。

また、経常費用として医療給付1億7,621万円、休養給付4億2,851万円、傷病見舞金給付1,530万円、障害給付9,502万円、遺族給付5,000万円、遺体輸送給付50万円、障害特別見舞金96万円を含む共済事業費として7億6,650万円、その他諸費用として7,357万円を合わせた8億4,007万円を計上する。

給付（障害年金）

経常収益として、特定資産運用益55万円及び受取利息として雑収益1万円、合計56万円を計上する。

経常費用として、障害年金引当金繰入額1億9,500万円、その他費用として1,222万円、合計2億722万円を計上する。

また、一般会計からの繰入金として1億3,286万円を計上する。

(3) 競輪選手オリンピック年金

経常収益として、競輪選手オリンピック年金資産より生じる特定資産運用益1万円を一般会計への繰入金支出に計上する。

また、経常費用として事業費1,222万円を計上する。

(4) 育英金

経常収益として、特定資産運用益1万円及び受取利息として雑収益1万円、合計2万円を計上する。

経常費用として、育英年金22名分708万円及び育英一時金11名分100万円、その他諸費用として1,222万円、合計2,030万円を計上する。

また、一般会計からの繰入金として806万円を計上する。

(5) 一般貸付

経常収益として、受取利息4,000万円を計上する。

経常費用として、支払利息、諸会費及びその他諸費用として7,539万円を計上する。

(6) 一般会計

経常収益として、関係団体からの助成金4億4,016万余円、基本財産運用益及び特定資産運用益1万余円、受取入会金92万円、受取利息として雑収益4万円、日本競輪選手会からの退職給付及び競輪選手年金の受託業務に係わる事業収益1,763万余円の合計4億5,877万円を計上する。

経常費用として管理費9,125万円、経常外費用として障害年金事業への繰入金1億3,286万円、育英金事業への繰入金806万円、合計1億4,092万円を計上する。

事業計画の概略は以上のとおりであるが、事業執行にあたっては関係団体と連絡を密にし、適正円滑な処理に努め、競輪の健全な発展に寄与する。

1. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

(1) 主要会議

- ① 理事会
- ② 評議員会
- ③ 監査会
- ④ 共済制度改善委員会
- ⑤ 給付審議委員会

(2) その他の会議

- ① 関係団体との業務打合せ会議
- ② 業務受託者との連絡会議
- ③ 専門医との連絡会
- ④ 退職選手職業指導委員会
- ⑤ その他必要な会議

(3) 参画する会議

- ① 選手制度及び共済制度等に関する会議
- ② 日本競輪選手会本・支部研修会
- ③ 日本競輪選手会プロサイクリスト編集会議

2. 給付事業

給付事業は選手が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償として行っているものである。

本年度の給付事業は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について、過去の給付実績の推移と今後の動向等を総合的に勘案し、共済事業費に7億6,650万円を計上する。

(1) 医療給付

医療給付は、診療費等に対する給付のため、落車件数、負傷の程度により大きく左右される。また、医療保険制度の改革の影響も受けやすく、診療報酬の改定等に伴い診療費自体もここ数年増加傾向を示している。

参加中の医療給付については、競輪開催中の落車等の負傷によるものであることから、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、9,100件1億6,944万円の支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、競輪開催中以外の練習中等によるものであることから、過去の給付実績をもとに290件677万円の支出を見込んだ。

以上により本年度の医療給付の予算は、参加中・参加外合計9,390件1億7,621万円を計上する。

(2) 休養給付

休養給付は、競走中・訓練中・練習中の落車負傷により療養した期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

参加中の休養給付については、競輪開催中の落車等の負傷によるものであることから、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、1,800件4億680万円の支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、競輪開催中以外の練習中等によるものであることから、過去の給付実績をもとに130件2,171万円の支出を見込んだ。

以上により本年度の休養給付の予算は、参加中・参加外合計1,930件4億2,851万円を計上する。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪競走中の落車負傷に対する傷病見舞金と入院時に必要な入院雑費や、重傷者家族招致に対する旅費及び滞在費として緊急措置費を支給する関係から、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

傷病見舞金については、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、2,340件1,381万円を見込んだ。緊急措置費については、過去の給付実績と症状重篤者の発生を勘案し、615件149万円を見込んだ。

以上により本年度の傷病見舞金給付の予算については、傷病見舞金・緊急措置費合計2,955件1,530万円を計上する。

(4) 障害給付

障害給付については、労働者災害補償保険法を準用した障害等級により障害認定を行っている。この障害等級には、一部競輪選手という特殊性を加味した独自の基準も設定されており、約140の身体状態が定められている。

本年度は、重度障害・中度障害・軽度障害に該当する者について、過去の給付実績及び今年度発生が見込まれる等級を想定し障害等級を見込んだ。

① 障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金については、重度障害である第1級から第5級の障害一時金を1件、中度障害である第6級から第11級の障害一時金を5件、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金を235件とし、参加中241件8,853万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金については、中度障害である第6級から第11級の障害一時金を2件、軽度障害である第12級から第14級の障害見舞金を21件として、参加外23件649万円を見込んだ。

以上により障害一時金・障害見舞金として、参加中・参加外合計264件9,502万円を計上する。

② 障害年金

障害年金受給者は現在25名であるが、本年度予算は同年金該当者の他、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）の動向も勘案の上、新規該当者2名を新た

に見込み、合計27名8,286万円を計上する。

(5) 遺族給付

本年度の遺族給付は、本人死亡について訓練中1名4,000万円、その他2名1,000万円、計3名5,000万円を計上する。

(6) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、訓練中に死亡した場合の輸送費として1件50万円を計上する。

(7) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在5級に該当する者2名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者2名96万円を計上する。

3. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、競輪選手がオリンピック競技大会に参加し第3位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度予算は、競輪選手オリンピック年金の受給者2名分168万円を競輪選手オリンピック年金特別会計に計上する。

なお、現在該当する5名の支給総額は既に積み立てているため、同年金基金より生じる特定資産利息収入1万円を一般会計へ繰り入れる。

4. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

この運用財源については育英基金からの運用益を充てているが、近年の金融情勢においては受取利息だけでは不足額が生じるため、その不足分については一般会計から繰り

入れて事業を執行する。

本年度予算は、育英年金継続者19名に新規該当者3名を見込み合計22名708万円、また育英一時金7名100万円の合計808万円を育英金特別会計に計上する。

5. 貸付事業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

正会員は他の職種と比較し、一般の金融機関からの貸付には審査が厳しい状況にあることから、本会の貸付制度に対する依存度は高くなっている。

本年度の一般貸付は住宅関係によるもの16口、練習用自動車の購入及びその他の貸付事由によるもの90口、合計106口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については年度末における金融機関との約定金利を適用する。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙ったときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時はJKAの電算処理システムに委託、退会時に貸付残額がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

6. 広報活動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事

業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共済会の手引」を発行する。

さらに、日本競輪選手会発行の機関紙「プロサイクリスト」に最新の事業内容等を随時掲載する。また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及びAED普及事業を公開していく。

7. 調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。

本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

8. 業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務はJKAに、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業が迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

なお、JKA及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象とする事務連絡会議については、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら共済事業内容の周知徹底及び日常業務の諸問題について意見交換を行い、適正かつ円滑な事務処理に努める。

9. 職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時、専門医を招聘し給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場や関係医療機関等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる

等、資質及び実務の向上を図る。

10. A E D（自動体外式除細動器）普及事業

A E D（自動体外式除細動器）普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場にA E Dを設置している。

本年度は、使用期限を迎える全てのバッテリーの交換を円滑に行う。

また、競輪場及び自転車競技場のA E D管理者並びに日本競輪選手会支部と連携し、定期的なA E D点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、A E D設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、選手及びJ K A各現場担当者などへの習熟を図るため、日本競輪選手会本部・支部及びJ K A各エリアを通じ希望を募り、新型コロナウイルスの感染予防に努めながらA E D講習会を実施する。

11. 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。